

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会(第7回)

議事録

日時：令和3年12月17日（金曜日）15時00分～16時45分

場所：オンライン会議

議題：

「産業保安分野における当面の制度化に向けた取組と今後の重要課題」について

○正田保安課長 おはようございます。経済産業省保安課長の正田でございます。定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会第7回保安・消費生活用製品安全分科会を開催いたします。

本日は御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会に当たり、事務局を代表して、技術総括・保安審議官の太田から御挨拶を申し上げます。

○太田技術総括・保安審議官 太田でございます。本日は御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。本日もT e a m sにて開催しております。御不便をおかけするかもしれませんが、何か不都合が発生しましたら、何なりとお申し出ください。

前回、第6回では、産業保安を巡る環境変化と課題について議論のキックオフを行いました。その後、産業保安基本制度小委員会において、若尾委員長を中心に委員・オブザーバーの皆様に熱心に御議論いただきまして、先月の制度小委員会にて「産業保安分野における当面の制度化に向けた取組と今後の重要課題」について取りまとめを行いまして、12月1日に報告書を公開してございます。

本日は、制度小委員会で取りまとめた報告書につきまして、安全性の観点から慎重に検討すべきとの御意見もございましたことを踏まえまして、そこから一部修正を加える案を御説明させていただきたく存じます。皆様からの忌憚のない御意見を頂戴したいと思っております。どうぞ本日もよろしくお願いいたします。

○正田保安課長 ここからの議事進行につきましては横山分科会長にお願いいたします。

○横山分科会長 分科会長を仰せつかっております横山でございます。先ほど御紹介がございましたように、本日は「産業保安分野における当面の制度化に向けた取組と今後の重要課題」についてということで御審議をいただきたいと思います。本日も効率的に会議

を進めていきたいと思いますので、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

まず事務局から、会議定足数の報告、新任委員の皆さんの御紹介、議事の扱いの確認をよろしくお願いいたします。

○正田保安課長 本日は20名中御本人18名の御出席をいただいております、分科会の定足数（過半数）に達しております。

また、オブザーバーとして、委員名簿にございます各団体の皆様方にも御参加いただいております。

今回、委員の交代がございましたので、新任の委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。株式会社伊藤リサーチ・アンド・アドバイザー代表取締役・伊藤敏憲様。関猛彦委員の御後任として、神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課工業保安担当課長・内山和子様。慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授・白坂成功様。なお、白坂委員については、御都合により御欠席しております。

また、議事の取扱いについてでございますが、本日の分科会は希望者傍聴により執り行われます。また、議事録につきましては、委員の方々の御確認をいただいた上でホームページ上に公開することとさせていただきます。

以上です。横山分科会長、よろしくお願いいたします。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は資料1から3までを通して御説明をいただきまして、その後、まとめて御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。正田課長さんから、資料の御説明をお願いいたします。

○正田保安課長 まず本日の資料の構成でございますが、資料1－1、1－2というところで、12月1日に取りまとめが行われました産業保安基本制度小委員会の概要、それからその際の議論の概要ということでございます。その産業保安基本制度小委員会で一部、十分に取りまとまらなかった部分につきまして、資料2ということで、その部分をどのように整理するかということを事務局提案としてお示しさせていただいております。資料3が、資料1－1の産業保安基本制度小委員会の最終取りまとめの内容に、主として資料2の内容を加えまして、分科会としての報告書案ということで御提示させていただいております。

まず資料1－1でございますが、1ページ目からであります。全体像でございますが、テクノロジーの革新的進展、それから保安人材の枯渇といった中でスマート保安を進めな

ければならない。他方で、右上を見ていただきますと、電力・ガス供給構造の変化、あるいは災害・気候変動といった新たな環境下で保安確保の在り方というのを検討しなければいけない部分も出てきている。そういった中で、リスクに応じてメリハリある制度体系を考えていくということでございますが、主に4つの柱で検討を進めるということでございました。スマート保安の抜本促進、太陽電池発電・風力発電等の小出力発電設備に関する保安規制の適正化、それから災害のところ、特に都市ガス分野、電力分野、皆様方、災害対策を本当にしっかりやっけていただいているわけですが、一部、都市ガス分野において、どのような取組ができるかということでございます。それから4点目が、気候変動とカーボンニュートラルの実現ということで、燃料電池自動車に関する規制の一元化ですとか、風力発電設備の審査の適性化・合理化ということでございます。

2ページ目から、1番目の柱のスマート保安の促進の必要性についてでございます。左側に、テクノロジーが産業保安分野で使われてきているということ、右側では、保安人材が非常に枯渇してきている、こういったおそれがあるという中で、スマート保安を抜本的に進めていく必要があるだろうということでございます。

3ページ目を見ていただきますと、スマート保安を進める上での課題ということで、技術・専門人材の不足でありますとか、投資効果が見えにくいと、こういった中で政策誘導（制度的措置）として、スマート保安の領域に事業者の方々を誘導していくという制度措置が必要だろうということでもあります。

4ページ目を見ていただきますと、具体的にどうしていくかということでもあります。保安レベルを下げることなく、むしろテクノロジーの活用によって保安レベルを向上させていくという観点から、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者については、その保安力に応じて、手続・検査の在り方を見直していくということでございます。

6ページを見ていただきますと、具体的に、ではどういう体系で考えたらよいかということでございます。テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者の考え方といたしまして、左上でありますけれども、経営トップのコミットメント、それから高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティといったような対応ができる方、これを、認定といった形で認定させていただいて、その上で右側にございますとおり、許可・届出の手続でありますとか、あるいは検査の在り方、こういったものを柔軟化していくということでございます。その際、左下にございますが、認定をする

際の手続については、合理的で迅速な形で進めていく必要があるだろうということでございます。もちろん、安全確保が前提でございますので、事業者の能力をしっかりと見極めて、安全が確保される際に認定をするという大前提に立つわけでございます。

7 ページからが、スマート保安に関しまして、高圧ガスの分野、都市ガスの分野、電力の分野で、どのように具体的制度設計をするかということが書かれてございます。特に高圧ガスの世界は25年前につくった認定制度がございますので、それとの関係というところが、都市ガス、電力分野とは異なって、少し分量が長くて、この7 ページから13 ページというところで、まず高圧ガス、それから都市ガス、電力というところが続いてまいります。最後が液化石油ガスの分野ということでございます。

まず高圧ガスの分野でございますが、7 ページ目でございます。ポイントは、真ん中あたりでございますけれども、1 つは先ほど申し上げたように、高圧ガスの分野は現行も認定制度がございますので、この現行の認定制度から新たな認定制度に移るに当たっての移行期間をしっかりと取るということであります。また、7 ページの一番下でございますけれども、この高圧ガス分野の認定の事業者、現在でも83事業所がいらっしゃいますので、非常に保安レベルにグラデーションがあるということで、A認定とB認定という形で分けていくということでございます。

8 ページ目でありますけれども、高圧ガス分野でどのように認定要件を考えていくかということでございますが、ポイントでございます。1 つは、経営トップのコミットメントというところで、コンプライアンス体制の整備状況、これをしっかりと見ていく。その中でも、注1とありますけれども、法適合性確認能力、例えば設備変更をしたときに、その設備変更したものが技術基準にしっかりと適合しているかどうかということを自分で確認する能力、こういったものが事業者の方にあるかといった点をよく見ていくということであります。また、高度なリスク管理体制のところは、現行の認定水準から水準を下げないということでございまして、現行のスーパー認定、通常認定相当のリスク管理体制を求めるということであります。そのほか、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティ、しっかりとやっていただくということでございます。

9 ページを見ていただきますと、その際に、高圧ガス分野でどのような制度的措置があるかということでございます。製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出、このあたりを中心に、地方自治体の方々とも夏の間、よく議論させていただきました。そういった中で、一定の重要な変更については許可を維持しますが、それ以外については、軽微変更は

記録保存、あるいはそれら以外のところについては事後届出とするということで整理をさせていただいております。また完成検査・保安検査については現行と同様に自主検査ということ。それから左下でございますが、規程類、あるいは保安係員の選解任の届出といったものは記録保存にするということでもあります。

9ページの右上でございます。保安係員の配置につきましては、現行法では「製造のための施設の区分ごとに」とされておりますけれども、今後の遠隔監視などが普及することを考えて、法律上のこうした規定については、認定事業者には適用しないということでございます。それから法定講習につきましては、産業保安基本制度小委員会でもいろいろ議論がございましたが、やはり知識のアップデートということは重要であろうということでございます。任意化すべきという議論もありましたが、義務として残すということもございます。また定期自主検査につきましては、保安検査と類似性が高いということもありまして、そういった中では、一定の保安上の措置を施しながら、この定期自主検査の規定は適用しないということもございます。

11ページを見ていただきますと、こういった事業者につきましては、検査面におきましても、いわゆるC BM (Condition Based Maintenance) の円滑化でありますとか、この点もちろん技術的検証を行った上で考えていくわけでありまして、あるいは検査等に係る基準・規格といったものについての柔軟化について、技術的検証を踏まえながら考えていく余地があるのではないかということでもあります。

12ページを見ていただきますと、最初に出てまいりました移行措置の話が書かれております。

また13ページで、産業保安基本制度小委員会で議論した際には、この認定審査・認定をする際に、現行の認定制度では高圧ガス保安協会、または指定機関による事前調査制度というのがあるわけでございますが、手続が少し煩雑になっているということもありまして、これにつきましては、多数意見としては事前調査制度を一旦廃止するという意見、他方で、安全確保の観点から、この事前調査制度を維持すべきという意見がございました。この点について資料2で御説明するわけですが、いずれにせよ、国と安全関係機関がしっかり連携をして、補完をしていくということが重要だろうという整理でございました。

また14ページは、国と地方公共団体の連携に係る規定を法定化していくということもございます。一番下でございますけれども、12月1日時点ではまとまっていなかった事前調査制度を中心に、その他の点につきましても安全確保上慎重に検討すべきという意見がご

ございました。もちろんその後、こういった御意見があった委員の方を含めて調整をしてきて、そのところは現在、一定の共通理解が得られている状況ではございますけれども、12月1日時点ではこういう御意見があったということでもあります。

15ページからが2番目の都市ガス分野であります。こちらにつきましても、15ページにありますとおり、経営トップのコミットメント以下、いわゆる4要件でしっかり事業者を認定していくということでございます。

また16ページを見ていただきますと、そういった事業者に対する制度的措置として、工事計画の届出については、一部、公害関係を除いて事後届出にするとか、あるいは主任技術者・規程の届出については記録保存にする。それから右上でございますけれども、使用前の自主検査については、今、登録機関の検査と重複しているものがございますので、事業者による自主検査に一本化する。それから右下でございますが、定期自主検査については、今後、CBMや常時監視が出てくる中で、法律上、必ずしも「定期」ということを定める必要はないのではないかということで、こういった高度な保安事業者については、これを法律上は適用しないということでございます。

18ページであります、認定審査フロー、これは国が責任を持って実施するというところであります。

それから19ページでありますけれども、ここからは電力のところであります。電力においては、現在も安全管理審査システムSといったような審査の基準がございますけれども、この一番レベルの高い、システムSというところの基準を用いまして、これを参考にしながら、認定基準をつくっていくということでございます。

20ページにつきましては、電力分野で制度的措置はどのようなものが考えられるかということですが、規程類、それから主任技術者の選解任の届出、ここは記録保存にしていく。それから使用前の安全管理検査、定期の安全管理検査につきましては、事業者による自主検査と、それから国または登録機関による検査の両方が今、行われておりますけれども、ここは事業者自身による自主検査ということで一本化するということでございます。

22ページを見ていただきますと、認定審査、認定のフローにつきましても、こちらは都市ガスと同様に国がしっかり実施するというところでございます。

また23ページは液化石油ガスの分野でございます。液化石油ガスの分野につきましては、現行、認定販売事業者制度がございますので、こちらを拡充する形で、集中監視システムなどの広い普及というものをさらに図っていくことで対処するというところでございます。

24ページからは、全体の中の2番目の課題でございます。スマート保安分野から離れまして、再生可能エネルギー発電設備、特に太陽電池発電設備、あるいは風力発電設備の規制の在り方ということでございます。この小出力発電設備につきましては、事故件数、事故率、増えてございます。そういった中でどういう規制を考えていくかということが25ページであります。3つの措置をしようということでありまして、①②③とありますけれども、1つは技術基準適合維持義務を課す。2番目は使用前自己確認をしていただく。それから基礎情報を届け出ていただくということでございまして、その整理が26ページに書かれております。これまでの一般用電気工作物と事業用電気工作物の区分に加えまして、小規模事業用電気工作物というカテゴリーを設けまして、先ほどの3つの義務をしっかりと履行していただくということでございます。

また27ページを見ていただきますと、高圧ガス分野における中堅・中小対策ということを書かせていただいております。非常に高圧ガス分野は裾野が広い状況でございますので、こちらの青点線の丸で囲ったところにつきましてはスマート保安の領域にレベルを上げていただくということでございますし、赤で囲いました中小の方々、それから中堅の方々といったところにもしっかりと対策をしていくということでございます。中堅事業者につきましては、技術支援、人材育成支援、こういったものをしっかりとやっていく。中小の事業者におきましては、中小事業者向けのインセンティブ制度でありますとか、デジタル化を進めて、保安業務をできるだけ効率化する、あるいは簡易のアプリを今、開発中でございますが、これを普及させることで、法令遵守状況などを簡易に確認できる、こういった仕組みをつくってはどうかということでございます。

28ページからが災害の問題であります。3つ目の課題であります。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、電力の分野、それから都市ガスの分野、これまでの災害において事業者間連携をしっかりとやっていただきながら、災害対策を鋭意進めていただいております。ただ、法制度上、見ますと、まず1つ目の問題として、28ページにありますが、電力分野では災害時連携計画のスキームがあるという中で、都市ガスの分野にも今回、災害時連携計画のスキームを法定化していこうということでございます。

29ページにその記載事項などが書かれておりますが、30ページ、都市ガス分野における災害対策において課題となった、もう一つの問題でございます。左下にありますが、保安閉開栓等の業務を一体誰がやり、どのように保安人員を供出し、費用負担をするかという問題でございます。

こちらにつきましては、31ページにもありますとおり、足下の対応と今後の対応という形に分けまして、足下の対応は、これは現行のガイドラインに従って、ガス小売事業者の方々にも保安開閉栓の対応をしていただくということで整理をしていく。他方で、今後の対応につきましては、特にスマートメーターの普及、そういったものを通じまして、その状況を見ながら、これと並行して、大規模災害時の保安業務の在り方を考えていく、また費用負担の在り方を考えていくと、こういうことでございます。

32ページからが4番目の課題であります気候変動、カーボンニュートラルと保安規制の関係でございます。左側にありますとおり、水素のサプライチェーン全体での水素保安の全体戦略を策定していく必要があるということと、それから右側にありますとおり、その具体的な一つといたしまして、燃料電池自動車に今、道路運送車両法と高圧ガス保安法が重複適用されているわけでありまして、高圧ガス保安法から燃料電池自動車等を適用除外といたしまして、道路運送車両法の中で一元的に安全の部分を見ていただく。そして燃料電池自動車の普及につなげていくということで、保安規制面でも環境整備をするということでもあります。

また、一番下ですが、水素発電、アンモニア発電の技術基準を定めていくということでもあります。

33ページを見ていただきますと、気候変動との関係でもう一点であります。風力発電設備、特にこれから出てくる大規模な洋上風力発電設備についての工事計画を提出していただいたときの審査体制を迅速かつ合理的なものにしていこうということで、今後は、この専門家会議というところでの、技術的審査を廃止する形で一元的に専門機関（適合性確認機関）で技術審査をしていこうということでございます。

また34ページからは中長期的課題であります。特に34ページの上のところでございますけれども、保安業務の委託の円滑化ということで、今、設備の設置者自身が保安業務を行わなければならないという基本体系があるわけでありまして、これから保安人材が枯渇してくる、あるいはテクノロジーが入ってくるという中で、保安業務の委託を円滑化するということも中長期的に考えていいのではないかとということでございました。34ページの下のところは、技術基準の複相化・複線化ということでございまして、いわゆる国等が策定する基準以外にも学会の基準、業界団体の基準、場合によったら海外で実績のある基準、そういったものを、安全確認をした上で、国の基準、あるいは例示基準などに取り込んでいくということが考えられるのではないかとということであります。

35ページにつきましては、特に②のところではありますが、産業保安関連法制の横断的視点ということで横断化・一元化ということを考える必要があるのではないかという御意見を賜りました。他方で、やはり業態、設備を含めまして、それぞれが違う点もあるものですから、慎重に考えるべきという御意見も賛否両論ございまして、こちらは今後の中長期的な課題として捉えるということでもあります。ただ、業態が一段と融合化していくという状況にありますので、縦割りの規制にならないように、しっかり運用していくということでございます。

また、36ページは横断的な重要課題ということで、1つは人材の確保。特には女性、シニア層、場合によったら外国人といった方々も含めまして、多様な人材の活躍というのが期待されるということでもあります。また、保安人材の育成、特には再生可能エネルギー分野などで、これからいろいろな形で人材が必要になってまいりますので、その育成が必要であろうということです。当然、ここには技術の継承・伝承といったようなことも含まれてくるわけであります。また、サイバーセキュリティ対策、それから保安データを活用した保安力の向上といったこともしっかりやっていこうということでございます。

今後の進め方といたしましては、制度化すべきは早急に制度化を進める。またデータに基づいて、今回の制度変更の効果検証をしっかりしていくということでございます。

資料1－2は、こういったものに対しまして、一部、慎重な意見がありましたが、御賛同いただきまして、取りまとめを12月1日に行ったということでございます。

そこで、取りまとまらなかった部分の整理を資料2ということでまとめてございますが、特に高圧ガス分野の新たな認定制度におきまして、現行の認定制度であります事前調査制度をどのようにしていくか、あるいは認定審査スキーム自体を、安全を大前提としながら、どのように構成していくかということでございます。

1ページ目の左側にありますとおり、高圧ガス分野の現行の認定事業者制度では、認定の申請をした事業者は国の検査、あるいは高圧ガス保安協会、または指定機関——指定機関は指定されてございませんけれども、その調査を受けるということでございます。実態上は、全案件が高圧ガス保安協会の事前調査を受けるという形になっております。そういった中で、右側でありますけれども、少し手続が煩雑になってしまっているという部分がございますので、産業保安基本制度小委員会では、ペーパーワークを可能な限り削減して、事業者のリソースを実質的な保安活動に配分していくということが必要ではないかという議論でございました。

事前調査制度を見直すに当たって、この1ページ目の一番下でありますが見直しの視点がございます。まず左下を見ていただきますと、国自身に対する評価というように書かれておりますけれども、国自身も、これまで全数をKHKによる調査に委ねてきたという中で、国自らが十分な検査体制を整えてきたかという点はあるわけであります。また、過度なペーパーワークといっても、国自身が監督機関としてしっかり監督する立場にあって、的確な是正をしてきたかという部分はございます。

他方、右下にありますように、事前調査制度見直しの5つの視点ということで、まず安全確保が大前提であります。効率性や技術の進歩を理由に安全をゆるがせはしないということは当然でございます。そういった中で、責任の所在の明確化、特に認定をするときの責任の所在を明確にする。あるいはIoT、ビッグデータ/AI等のテクノロジーやサイバーセキュリティの審査をしていく必要があるわけですが、この点をどう考えるか。あるいは、事業者の保安レベルに係る知見が蓄積されてきた中でどのように考えるか。また、制度的な手続規律というあたりもどのように考えるかということでもあります。

2ページ目を見ていただきますと、産業保安基本制度小委員会における意見が書かれております。事業者のプレゼンでも、認定更新手続については負担を軽減して、そのリソースを保安管理レベルの向上にシフトできることを期待するという御意見がありました。また、10月12日の小委員会では、真ん中3つでありますけれども、一旦、やはりこの事前調査制度を廃止、採用しないということで考えるべきではないかという意見があった一方、下の2つであります。安全確保という観点から、事前調査というものもしっかり考える必要があるのではないかという意見があったわけでございます。

そのような形で取りまとめを行ったわけですが、これをどのように整理していくかというのが4ページに書かれております。4ページを見ていただきますと、特に右側のところであります。新たな認定審査の仕組みとして、まず国自身が事業者の方々から申請を受理して、自ら検査をしっかり行っていくということで、国が責任を持って認定審査を実施するというのが基本でございます。ただ、「加えて」というように青文字で書いてありますが、国と安全関係機関——高圧ガス保安法で言えば高圧ガス保安協会ということでございます——が、一体となって連携をして、安全確保をしていくという点が重要なものですから、国の審査に加えて、国から高圧ガス保安協会に、専門的な検証が必要なときに調査を依頼するという仕組みを考えていいのではないかということでございます。

特に5ページ目を見ていただきますと、その詳細が書かれております。真ん中と右が新

たな認定審査の仕組みですが、新規認定については、全数について国が検査をし、審査会審査をする。その際、国が必要と認めたとき、国が定めた範囲で国から高圧ガス保安協会等への調査依頼があるということ。それから更新の場合には、国が一次的審査で書面審査・ヒアリングで、認定基準への適合状況をしっかり見た上で、特に事故状況、法令違反の状況など、あるいは大幅な変更がないか、そういった点から安全確保がなされる場合には、これは更新をする。他方で、そここのところに疑義がある、あるいはもう少し検証が必要だというものについては、国の検査と審査会審査を行う。このときにも、国から高圧ガス保安協会等への調査依頼制度があるということでございます。

最後、資料3でございますけれども、こちらは最初にも申し上げましたとおり、資料1-1で申し上げました産業保安基本制度小委員会の取りまとめの内容に、今回、特に資料2の内容を中心に織り込ませていただいて、分科会の報告としてはどうかという報告書案でございます。

変更になった点は幾つかございまして、まず1点目が11ページでございます。脚注でありますけれども、やはりスマート保安を進めるに当たっても、テクノロジーが持つリスクをよく踏まえた上で今後も検討していく必要があるということでございまして、こちらは田村委員から御指摘を賜ったところでございます。

また17ページや、あるいは20ページの脚注にございますけれども、高圧ガスの分野につきまして、法適合性確認能力の具体的な審査項目について、少し具体的にかみ砕いて記述するですとか、あるいは定期自主検査の在り方、こういったところも少し付言させていただいております。

23ページからは、先ほど資料2で見ていただいた内容、高圧ガス分野の新たな認定の仕組みということを書かせていただいております。

それから26ページであります。真ん中から少し下のところに、「スマート保安の取組が進む中で、高圧ガスをはじめとする」というところがございます。各分野においてありますが、地域の住民の方々と事業者のリスクコミュニケーションが重要であるという点、これは河嶋委員から御指摘をいただいたところでございます。

また最後に、68ページまで飛びますけれども、真ん中のあたりに人材の育成の話なわけでありまして、各個別分野ごとの安全確保の話のみならず、産業保安全体の横断的な視点からの人材育成ということ、場合によっては民間資格の活用なども含めて考えていってはどうかということで御指摘をいただきました。こちらは三上委員から御指摘をい

ただいたところでございます。

資料3につきましては、ほかには、てにをはや文章上の整理はございますけれども、中身として、産業保安基本制度小委員会の取りまとめから変わったところはそういったところでございまして、こちらで取りまとめをしてよろしいかというところを御審議、御指摘賜りたいということでございます。

以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

それでは討議の前に、産業保安基本制度小委員会で委員長を務めていただきました若尾委員より御発言をいただきたいと思います。若尾委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○若尾委員 早稲田大学の若尾でございます。このたび、産業保安基本制度小委員会で委員長を仰せつかりましたので、私から一言、コメントをさせていただきたいと思います。

産業保安基本制度小委員会では、高圧ガス分野、都市ガス分野、電力分野、液化石油ガス分野と、複数の分野において、保安体制の現状を踏まえつつ、全ての委員とオブザーバーの皆さんが、深刻化する保安人材の不足をはじめ、産業保安を巡る環境変化と課題の共通認識を持ちまして、有限のリソースの中で保安レベルのさらなる向上を目指していくために、今後、求められる保安規制の在り方について、この2月から8回の委員会を通じて横断的に議論をしてまいりました。技術的に専門の委員の方も含めまして、公共の安全に関わる事項ですので、様々なステークホルダーの委員にお集まりいただきまして、保安に対して多様な視点で、大変活発に御議論いただきました。さらに、事務局のほうで非常に数多くの事業者や自治体、また関連業界団体の方々に丁寧にヒアリングをいただきましたので、その内容も合わせて、委員会では大変中身の濃い議論ができたと考えております。

産業保安基本制度小委員会といたしましては、委員の皆さんの活発な議論の中で、懸念点があれば、そのような御意見も報告書に記載しつつ、ただいま正田課長からありました資料1－1で御説明のとおり、最終的に取りまとめたということでございます。

私からは以上です。

○横山分科会長 若尾委員、どうもありがとうございました。大変な委員会の議論を取りまとめいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、以上を踏まえまして、討議を行っていただきたいと思います。時間は限られておりますけれども、委員の皆様の活発な御意見、御討論をお願いしたいと思います。Team s のコメント欄を使いまして、御発言の希望をしていただければと思います。最初

に、近藤委員からよろしくお願いいたします。

○近藤委員　　高压ガス保安協会会長の近藤でございます。会議の冒頭に御発言をさせていただきます。今回の制度見直しに関するこれまでの経緯も踏まえ、一言申し上げたいと思います。

まず私ども高压ガス保安協会は、高压ガス保安法に基づき、高压ガスによる災害の防止を目的とする法人でございます。これまでも安全を守るという1点から、十分な根拠を基に、安全を守るためのきちんとした議論を重ねることで規制緩和やテクノロジーの活用に関する制度の企画立案や運用に貢献してきたところでございます。今回の制度見直しにつきましても、これまでと同様に、安全を守るという1点から、きちんとした議論を重ねるために、関係する小委員会において、毎回、具体的な問題点を指摘しましたけれども、最後の最後まで、御理解いただけなかったことは極めて残念でございます。

しかし、その後、相当程度、当協会の懸念を理解し、制度を見直していただいた結果、経済産業省と高压ガス保安協会との間で、ようやく同じ方向を向いて検討を進める環境が整ったと考えております。

今後、法律や政省令の具体的な条文、関係規程や運用の詳細を煮詰めていくことになりますが、「神は細部に宿る」という言葉がありますように、高压ガス保安協会としては、安全の確保及び向上に向けて制度の詳細に至るまで、引き続きコミットしていくつもりでございます。

この報告書の内容を踏まえて、制度をつくる責任は国でございます。したがって、経済産業省におかれても、今後の制度設計に当たっては、何よりも安全を守るという点を優先し、全ての関係者が確信し、納得しつつ進めていただくことを期待いたします。そのために、KHKはしっかりと意見を述べながら、全面的に協力をしていく所存でございます。

以上です。ありがとうございました。

○横山分科会長　　どうもありがとうございました。続きまして、竹内委員からよろしくお願いいたします。

○竹内委員　　御説明いただきまして、ありがとうございました。小委員会にも参加をさせていただいておりましたので、そちらも含めまして、私からもコメント申し上げたいと思います。

今回の改善につきまして、非常に丁寧に議論をしていただいたと思っております。自治体、あるいは業界団体の皆さんとも非常によくコミュニケーションを取っていただいたの

だろうと思いますと、まず取りまとめていただきました事務局の皆様にご挨拶申し上げます。

私、内閣府の規制改革推進会議のほうにも関与しておりますが、このスマート保安に関する改善というのは、規制改革の非常によい取組というように、あちらでも認識をされていると仄聞をしておりますので、今回、取りまとめられた内容分だけではなくて、インフラの維持とか、そういったもの全般に、こういったスマート保安という考え方を導入していくべきとき、していかなければならないときだと思いますので、ぜひ、こういったヒアリングに、どういうところに配慮しながらやられたか、これはまだまだ改善の途中というところもあるでしょうけれども、一つの好事例として、他の分野の取組にも広げていただきたいということを希望申し上げます。

また、今回、出された方針の中でも、まだまだブラッシュアップが必要かなと思う部分もございます。これは今の内容が不十分ということでは決してなくて、やはり再生可能エネルギーなどは特にそうでございますけれども、導入の量がどんどん増えていくですとか、状況が変わっていくというようなところもございますので、常にPDCAを回すということで、改めまして、引き続きの検討をお願いしたいと思います。特に再生可能エネルギー、分散型というようなところで、今までのところ、十分な保安体制が取れているのか、保安体制を充実させるということを求めることはコストにもつながるというようなところで、非常に慎重なバランスが求められるわけでございます。ただ、先ほど高压ガス保安協会の方もおっしゃったとおり、安全というところでそごがないように、こういったところもまた引き続き御検討いただければと思います。

私からは以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。続きまして、経済同友会の菅原委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原委員 発言させていただきます。私は今年の2月より、8回にわたって産業保安基本制度小委員会にて、今回の取りまとめの議論に参加させていただきました。小委員会の取りまとめに当たりましては、事務局の皆さんが丁寧な議論と検討をしていただいたことを感謝しております。小委員会の委員の意見のみならず、事業者の方や、地方自治体の方々と綿密な意見交換もしていただくなど、多くのステークホルダーの意見を聞きながら、丁寧に取りまとめていただきました。そうした経緯も含めて、今回の分科会の取りまとめには賛成します。ただ、今後、産業保安規制の在り方を考えていく上でさらに重要になる

点として、3点ほど申し上げます。

まず1点目ですが、保安規制を考える場合に、当然、安全確保が前提となりますが、その上で、規制の在り方が、企業の国際競争力とか産業競争力にどのような影響を与えるかを、きちんと考えていく必要があると思います。すなわち、少子高齢化や技術の進化、デジタル化の流れの中で、時代の要請に応じた合理的な規制体系というのは何なのか。規制が企業の国際競争力やイノベーションを阻害せず、むしろこれに資する体系であることが大変重要になります。また、これまでも繰り返し何度も申し上げていますが、事業者が規制にしっかりと対応するために、過度なペーパーワークに陥ることなく、むしろその貴重なリソースをより実質的な保安活動に充てていただくことが必要と考えています。

その意味で、今回、高圧ガス分野の認定制度においては、事前調査制度の在り方を見直すこととされていますが、その内容については、事務局からの御提案にあるとおり、従来の過度な手続負担となっていた事前調査制度を廃止しつつも、高圧ガス保安協会などの専門機関としっかり連携するということになっておりますので、安全性と効率性のバランスが取れた審査手続になっており、こうした仕組みに賛成したいと思います。

2つ目ですが、産業保安に関わる人材の問題です。先ほどの御説明にもありましたが、やはり産業保安の根幹というのは人です。一方、保安人材の不足が深刻になっていますが、この分野においても、他分野と同じように女性、シニア層、外国人なども含めて、幅広い人材の活躍が期待されると思います。同時に、そのためには産業保安に携わる人材の育成というのが欠かせません。熟練の方々から若年層の方々への技能やノウハウの継承・伝承により進めていく一方で、再生可能エネルギーの分野、特に洋上風力発電など、今後発展が見込まれている分野に関しては新たな保安分野の人材をきちんと育てていくことが重要ですので、この点については、ぜひ政府と企業が一体となって取り組んでいただきたいと思います。

3点目ですが、保安規制とカーボンニュートラルの実現の関係が、重要になってくると思います。カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギーや水素などをどのように健全に発展させていくかが鍵になります。今回、取りまとめられた太陽光、風力といった小出力発電設備に関する新たな枠組みについては、安全確保と事業の効率性の双方のバランスが取れた案となっており、この点に関しては評価しています。ただし、実際の運用となりますと、小出力発電設備の設置者の過度な負担にならないように、デジタル技術の活用による効率化に積極的に取り組んでいただきたいと思いますし、また政府には、

水素の健全な発展の観点から、安全確保とカーボンニュートラルの実現という、両方の観点をきちんとバランスの取れたものとして、水素保安の全体戦略をぜひとも策定していただきたいと思います。

最後に、政府の皆様におかれましては、今回の保安規制の見直しを第一歩として、今後とも時代や環境の変化を的確に捉えながら、規制の不断の見直しに取り組んでいただき、安全を守り、かつ合理的な規制の在り方を、今後も追求していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○横山分科会長 貴重な3点の御指摘を承りました。どうもありがとうございました。続きまして、東芝の島田委員からよろしくお願いいたします。

○島田委員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。また、大変すばらしい取りまとめをしていただきました皆様に本当に感謝したいと思います。

私の委員としての期待値であろうと思われま、デジタルに関するスマート保安という観点について、一言だけ申し上げたいと思います。

特に、この資料において問題があるというわけではありませんが、今後の取組として、スマート保安を進める上において、コンディションモニタリングというような、人を減らすというようなイメージを伴うものよりも、やはり現場の人たちが楽になるような様々なスマート保安の助けが必要ではないかと思います。例えば、声で何かを言えば、自動的に自分の処置が、何をしたのかということが記録される、もしくは、膨大なドキュメントを持ち込んで保安を行うのではなくて、様々なお助けツール。いってみれば、最近、ナビゲーションなしに車を運転する人はほとんどいないのではないのでしょうか。そういった保安員のナビゲーションをすることによって、不安を取り除く。こういったようなことが、スマート保安として現場に受け入れられるような、様々なデジタル化を行うことが、保安員の確保や保安員の安心、危険な作業からの回避という安全性という面においても有効なのではないかと。これらが進んでいきますと、その先には、コンディションモニタリングといったような手段も十分にアクセプトされていくのではないかと考えます。

以上です。

○横山分科会長 スマート保安についての貴重な御意見、ありがとうございました。続きまして、河嶋委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○河嶋委員 河嶋でございます。私は、前回の分科会におきまして、消費者の立場から、検査体制などの規制の緩和に対しては安全性最優先で慎重に御検討いただきたいという意

見を述べさせていただきました。本日、御説明を伺い、また資料を拝見し、スマート保安促進の前提として、安全確保ということが強くうたわれているということを感じましたし、また小委員会でも安全上の観点から丁寧な御議論を重ねられたということを伺いまして、その点は一定程度担保されていると理解いたしましたので、この取りまとめについては賛成をいたします。

また、先ほど正田課長からも御紹介いただきましたとおり、先日、地域住民の方とのリスクコミュニケーションということについて言及させていただいたところ、報告書に入れていただくことができました。まだ、一般消費者においては、スマート保安に関する理解もさほど進んでいないものと推察いたします。ゆえに、近隣住民の中にはスマート保安に対し、漠然とした不安を持っている人もいることと思いますので、ぜひ事業者の皆様には、リスクコミュニケーションを図っていただき、地域住民から、安全性への理解を得るように、今後、努めていただければと思う次第です。

私の意見は以上でございます。

○横山分科会長 リスクコミュニケーションの件、どうもありがとうございました。続きまして、小川委員からよろしくお願いいたします。

○小川委員 青山学院大学の小川です。まず1-1の27ページを出していただけませんか。この27ページのところで、コンビナートの中堅事業者を認定の事業者のほうへ上げていくというところが、私自身は非常に重要なことだと思っていまして、その横には「二極化が生じないよう」ということが書いてあるのですが、次に、8ページに移っていただけますか。8ページに行くと、B認定でも、③のところに「テクノロジーの活用」というのがあって、「現行スーパー認定事業者制度における仕組みを基本とする」というようになっていて、むしろ敷居が高いのではないかという誤解を生まないように、ぜひお願いしたいというのが私の発言の趣旨です。事業者ごとに「事業実態に見合ったテクノロジーを採用」という部分がありますので、結局は、それぞれのところで必要なデータを、そのテクノロジーを使って得て、それをよく検討して、解析して、保安の中に使っていくというところが非常に重要なことで、それは、それぞれの事業レベルに応じてできることがたくさんあると思います。そういうところを積極的に評価して、できるだけ中堅の事業者をB認定の中に取り込んでいけるような制度設計をしていただきたいというのが、私の1つ目の意見です。

それからもう一つは、資料3の最後のほうにあった人材育成という点なのですが、人材

育成に関しては、これは我々の義務教育の時代から、安全とか保安という感じのことを授業科目として習っていないと思うのです。やはり授業科目として、そういった安全の感覚を早い時期から植えつけないと、本当の人材は育ってこないと思いますので、これは今回とは関係のない話ではあるのですが、ずっと先のところでは、そういった取組もぜひお願いしたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。続きまして、田村委員からよろしく願いいたします。

○田村委員 平時、災害時の２点からコメントをさせていただきます。

まず平時のほうですが、技術の革新に沿って、スマート保安に対応しようとする事業者に係る認定の制度をこのたび整えられて、適切に対応するという事項について、小委員会において丁寧に議論された結果を共有いただいたと理解しました。事業者のスマート保安への移行の中で、時宜を得た検討であり、今後の高度技術を活用した保安を推進することで、平時の安全・安心の確保が図られると期待しております。

一方で、スマート保安への移行に係る「過渡期の制度的課題」や「新技術の導入における新しいリスク」、また「既存の要因との複合的な組み合わせにおいて起こるかもしれない複合リスク」への検討についても明記していただき、意義深いものになっています。

次に災害時の安全確保についてですが、災害を見据えた事業者間連携に係る法整備を整えたということで、災害時連携計画の法定化や、実効性のある災害時の連携が進むことにより、結果的にはインフラの早期の復旧復興が進むことが期待されます。また、これらがぜひとも実効性のある計画づくりや訓練へと発展していくということを大いに期待しています。

１点、将来に向けてということで意見を述べさせていただくと、国においては、南海トラフや千島海溝で発生が懸念される巨大地震、それから日本全国、さらには世界に影響を及ぼすと思われる首都直下地震の発生が想定されるわけですが、多くのインフラも被害を受けることが想定されます。復旧に当たっては、限られた資源において実施されるわけですので、将来の保安に向けて、適切にその復旧への資源が活用されるように、災害後の復旧計画においても、将来のスマート保安を念頭に置いた事前計画というものがぜひ必要ではないかと考える次第です。この場に加えまして、問題提起をさせていただきました。

以上です。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。将来の計画につきましてもスマート保安を考慮してということです。続きまして、岩本委員からどうぞよろしくお願いいたします。

○岩本委員 川女連の岩本です。36ページなのですが、重要課題ということで2つ目のポツ、保安人材の枯渇という状況でスマート保安等提案されていますが、本当に今のままでは間に合わないのではないかと感じております。それで、これまで女性の登用ということを意見させていただいてきております。確かに外国の方、いろいろ多様な方ということでここに記載されておりますけれども、もう一歩進んで、女性にとっても魅力を感じる職場に変えるような、そういうことが大切で、女性の進出を増やす方向、女性が参入できる業態、業界に変革していただくために、今後、女性の登用ということで制度を変えていくことが求められるのではないかと、ここでも意見をさせていただきたいと思います。

当面の制度化に向けた取組については規制緩和の方向ですけれども、おおむね全体的に、安全を前提に望ましい在り方かなと感じております。

あと、ちょっと気になったのが32ページです。水素のサプライチェーンのところなのですが、川崎市などでも、水素戦略ということで国際的なサプライチェーンの開発に取り組んでおりまして、エネルギー安全保障という面では期待をしているところなのですが、やはりCO₂フリーの水素というのは世界で取り合いになると思いますので、タンカーで輸入するのがいつまで続くか、ずっとできるわけではないと思うのです。今回のガソリン高騰とかにもつながっていくように、原産国に左右されます。再エネの主力電源化ということですので、できるだけ再エネによるグリーン水素を目指していただきたいと思います。

以上です。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。続きまして、首藤委員からよろしくお願いいたします。

○首藤委員 社会安全研究所の首藤です。資料の御説明、ありがとうございました。私は、スマート保安そのものの推進にはもちろん賛成しておりますけれども、それ以上に、今回、その推進のための一つの方向性として、様々な分野で今までばらばらになっていた認定制度全体を整理していただいて、見直していただき、それによって自らがやろうとしており、その能力もある事業者さんが自主保安をより進める方向に行くということを、非常にいいことだと思っております。その意味で、今回の取りまとめについて、大きく賛同

したいと考えております。

その上で、資料1－1の8ページにお示しいただいているところで1点、質問と、もう一つ、コメントを申し上げたいと思います。

まず質問ですけれども、今、画面共有していただいております、この表で、一番上の欄、①の「経営トップのコミットメント」のところでは、A認定の、現行スーパー認定事業者だけではなくて、B認定の、通常認定の事業者さんについてもスーパー認定事業者制度の要件に加えて、コンプライアンス体制ですとかコーポレートガバナンスということを追加的に求めるということが示されていると思います。これは、従来、通常認定だったB認定に対しても、スーパー認定の要件以上のものを要求するということなので、この部分はかなり強化されているということになろうかと理解しておりますけれども、その理解で合っているのかということが質問事項でございます。

もう一つは、関連してなのですが、この①の「経営トップのコミットメント」というのは、トップがコミットメントしていますというだけではなくて、それが組織の中にしっかり浸透していくということもとても大事なことだと思っております。もう大分古くからになりますが、組織の安全文化が醸成されているかというようなことがしばしば言われるようになって久しいわけでございますので、そういった部分についても細かく認定の要件を御検討いただく際には考慮していただければと思います。これがコメントでございます。

以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。それでは、8ページの①「経営トップのコミットメント」について、御質問がございましたので、そのあたり、お答えいただければと思います。事務局からお願いいたします。

○正田課長 事務局からでございます。御質問ありがとうございます。

単刀直入に言いますと、首藤委員がおっしゃられたとおりでございます。A認定、B認定に関わらず、現行のスーパー認定事業者相当の要件に加えて、さらに今回、そういう意味では非常に強化される要素でありますけれども、コンプライアンス体制の整備、先ほども御説明申し上げましたが、具体的には、法適合性確認能力ということで、一般的なコンプライアンス体制だけではなくて、法適合性を自ら確認できる能力、あるいはコーポレートガバナンス、こういったものをA認定にもB認定にも求めていくということでございます。

また、最後、御意見がございました、トップのコミットメントの組織への浸透、あるい

は安全文化といったところは、御指摘を踏まえまして、要件を具体的につくっていくときに考慮しながら、しっかり考えていきたいと思います。

以上でございます。

○首藤委員 ありがとうございます。トップのコミットメントに関しては、B認定にも少し厳しいことではあっても、高い要件を求めるということ、私も賛成いたしますので、B認定事業者さんの方にはちょっと厳しいかもしれませんが、その方向で結構だと思います。ありがとうございました。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。続きまして三上委員にお願いします。その後に伊藤委員に行きたいと思いますので、よろしくお願いします。まず三上委員からよろしくお願いいたします。

○三上委員 ありがとうございます。68ページの分野横断的な安全人材の件で一言申し上げたいと思います。

今回、意見を述べさせていただいて、取り入れていただきまして、ありがとうございました。日本の安全というのは、どちらかといえば特定の分野ごと、あるいは法律ごとの安全人材育成プログラムというような形でつくられてきたと思うのですが、今後を考えますと、新しい危険源が次々と新しい形態で現れてくる。これに、次々と新しい人材をつくっていくということでは間に合わないと思いますので、ある意味で分野横断的に対応できる人材ということが求められていくだろうと。本当にそんなことは可能なのかという議論もあろうかと思うのですが、例えばアメリカですと、サーティファイド・セーフティ・プロフェSSIONナルという形で、分野を限定しない専門職が成立しています。今回、引用という形で脚注に入れていただいたセーフティアセッサ、システム安全エンジニアというのは、ある意味では日本において、そういったものを倣う仕組みだと思っています。厚生労働省さんのほうでは、労働安全衛生法におけるリスクアセスメントなどを十分行える人材であるというような形で、法的な規制の中にこういった民間資格を取り込むというような方向で動かれておりますので、保安分野でもそういった方向に進むことができればよいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。続きまして、伊藤委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤委員 本日、初めて本分科会に参加させていただきます、伊藤リサーチ・アン

ド・アドバイザーの伊藤でございます。産業保安基本制度小委員会に委員として参加させていただいておりましたが、経済産業省関連では、これまでに石油審議会、電気事業分科会など、産業関連の審議会、研究会、恐らく30ほどの会合に参加させていただいております。

最初にですが、今回の事務局案につきましては、保安水準の維持向上を図る目的で、産業保安に関連する事業者や行政機関などに網羅的にヒアリングして確認したテクノロジーの進化、保安制度の審査等に係る問題意識、保安部門の熟練人材の不足、事業所間における保安体制や水準の差などを踏まえ、かつ、関連する制度検討会などでの意見や議論を拝して、とても丁寧かつ合理的に取りまとめられていると、そのように私は評価させていただいております。私、いろいろ参加させていただきましたが、これだけ丁寧にヒアリングが行われた制度研究会は、過去においても、極めて特筆できる、よい議論が行われていたと評価させていただいております。

その中で、今回のテーマの一つでございますスマート保安を促進するための制度改正でございますが、新たなテクノロジーを活用することで保安レベルの向上を図ることができると考えられます。多くの事業所で、保安関連の熟練人材の不足が深刻化していく、既に深刻化しているケースもあると理解しておりますが、それらが予想される中で、新しいテクノロジーを活用することによって、保安水準を維持向上、省力化、合理化を図っていくことは必要不可欠な対策であると考えております。

25年前に、高圧ガス取締法を基に自主保安の仕組みなどを導入して、高圧ガス保安法が施行されました。私は1987年、昭和62年から関連する業界及び関連する事業者の調査研究を、アナリストの立場で継続させていただいております。私は現場主義を徹底しておりまして、事業所をできるだけたくさん訪問して、事業者の皆様と意見交換するという形で調査研究をさせていただいていたのですが、これは高圧ガスの分野に関わりませんけれども、保安に関わる多くの事業所、あるいは消費設備において、安全機器など、新しいテクノロジーを活用して、事故件数が減少した事例が多数見受けられました。安全確保を前提にスマート保安を促進するための制度移行措置を講じるという今回の事務局案につきましては、私は合理性が高いと考えております。

それから、再生可能エネルギー発電分野に関する議論でございますけれども、保安に関わる事故や、問題事例が少なからず発生しております。低炭素化、脱炭素化、これはとても重要な政策課題でございますので、推進しなくてはいけないと考えられますが、安全確

保は大前提ですので、保安レベルの低下につながらないよう、新たな制度の策定、それから脱法行為の防止、規律の適性化などが必要と考えております。これは本日も一部話題に出ておりますが、水素などの分野に関しましても同様でございますので、導入利用の推進を建前に安全確保が脅かされるようなことがないよう、今後も配慮を行っていただきたいと考えております。

以上の見解によりまして、私は今回示されました事務局案につきましては、今後の進め方も含めまして、全面的に賛同いたします。委員として参加させていただきましたが、今回はとても有意義な議論が行われたというように実感しておりますので、今後ともぜひよろしく願いいたしたいと存じます。

以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。ほかに委員の皆さんで御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、オブザーバーの皆さんにも御意見をいただきたいと思います。まず最初に火薬工業会の後藤さんから、どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤オブザーバー 火薬工業会の後藤です。本日は非常に貴重な報告をありがとうございます。

産業保安全体の方向性というのをお示しいただいて、火薬工業会もその方針に基づいて、また見直していければいいかなと思います。どうもありがとうございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。続きまして、全国LPガス協会の村田さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○村田オブザーバー 全国LPガス協会の村田でございます。今回の産業保安基本制度小委員会での議論をまとめた委員会に出させていただきます、ありがとうございます。産業保安基本制度小委員会のときから、ずっと本件のフォローをいたしてきております。その中で、今回、親委員会ということでございますので、これまで申し述べてきたことではございますが、親委員会の場でも改めて発言させていただきたいと思っております。

私どもLPガス業界も保安人材の不足の中で、保安レベルの維持向上を求められております。またカーボンニュートラルの対応からも、スマート保安への対応は大変重要な課題だと認識しております。今回、認定販売事業者制度の裾野を広げる方向での措置、具体的には、低頻度型の通信による集中監視システムの導入に向けてのインセンティブ措置の検討に入るということでございますが、緊急時対応などどのように折り合いをつけるかな

ど、保安レベルをしっかりと維持した形での制度とするということ、また実際に事業者が利用しやすいようなものとする制度にする必要があると考えております。

こうしたことを踏まえまして、今後の具体的な制度設計に当たりましては、私ども業界サイドとの十分な意見調整をお願いしたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。続きまして、石油連盟の染谷さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○染谷オブザーバー 石油連盟の染谷でございます。オブザーバーとして、高圧ガス分野について、意見を述べさせていただきます。

今回の産業保安基本制度小委員会の取りまとめ案に賛成しております。非常に活発に議論していただき、ありがとうございます。今後、新たな認定審査の具体的な仕組みがつくられていきますけれども、その中で認定の審査の在り方について、今日も御説明していただきました制度の見直しの視点、その視点が時間とともに失われないように、制度の運用をしっかりとお願いしたいと思っております。

また、C B Mの円滑化、検査等に関わる基準・規格の柔軟化の技術検証、規格がこれから進められると思っております。その自主保安のさらなる推進に向けた実効性のある制度設計が、スピード感を持って進んでいくことを期待しております。引き続き、よろしくお願いいたします。

以上です。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。続きまして、石油化学工業協会の海寶さん、よろしくお願いいたします。

○海寶オブザーバー 石油化学工業協会保安衛生委員会の委員長の海寶でございます。本日の高圧ガスの分野に関する産業保安グループの説明内容につきまして、業界団体としての意見を述べさせていただきたいと思います。

本件につきましては、産業保安基本制度小委員会での中間取りまとめの後、保安課にて、当協会、会員企業群や個社との意見交換の場を設けていただき、かつ、その後の一部修正案も適宜御説明をいただきました。それらの内容の総括として、本日御説明いただいた内容に関して、当協会としては、基本的に異議はございません。業界としては、今回の改定案は、もちろん保安面の規制緩和などとは考えておりません。一方で、各企業において社会全体の課題でもあります、顕在化しつつある要員不足や働き方改革に対応しつつ、保安

力の維持向上を目指す中で、スマート保安活用等による自主保安高度化の方向や各種手続等の合理化の方向など、従来からの業界の要望事項も反映された内容と理解しております。

当業界としては、現行制度はもちろん、新制度の下でも、各社、コンプライアンスと保安力の維持向上に、一層努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。引き続きまして、電気事業連合会の清水さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○清水オブザーバー 電気事業連合会の清水でございます。前回、2月の本分科会におきまして、産業保安基本制度小委員会において目下の課題や対応策について、具体的に御検討いただきたい旨をお願いしましたけれども、多くの課題について、各事業を横断的に検討いただきましたことに感謝申し上げます。最終取りまとめに示されております規制見直しの方向性につきましては、保安業務が抱える諸課題に対応する内容となっていること、また将来を見据えたものになっていることから、事業者として全面的に賛同いたします。

電力業界においては、高経年化設備の増加、少子高齢化に伴います保安人材の不足、再エネ設備連携拡大への対応など、保安業務に関わる多くの課題を抱えておりますけれども、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者に対する新たな制度的措置は、保安に関する経営資源の有効活用につながるものと認識いたしております。電力各社は従来から新たな技術を活用し、保安業務の高度化・効率化を図ってきておりますが、引き続き保安力のさらなる高度化を図ることによりまして、電力の安定供給に努めてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。続きまして、日本ガス協会の早川さんからよろしくお願いいたします。

○早川オブザーバー 日本ガス協会の早川です。産業保安基本制度小委員会では、都市ガス事業の特性や、これまでの取組を踏まえて、最終取りまとめを作成いただいたということで、感謝を申し上げたいと思います。内容については賛成をいたします。

都市ガス分野の災害時連携計画につきましては、これまでの我々が築いてきたガス事業者間の連携や、業界の柔軟な復旧の取組を評価いただき、その内容を制度化していただけるものと理解しております。また、認定制度につきましてはしっかりと業界として活用してまいりたいと考えますので、今後、認定要件とインセンティブのバランスの取れた制度

設計をお願いしたいと思います。

災害時の対応のあり方につきましては、我々エネルギー事業者の使命として、お客様や社会の早期復旧への期待に応えることを第一に、これまでも全てのガス事業者が連携・協力して、それぞれの保安の役割を担ってまいりましたが、引き続き、万が一の大規模災害においても、ガス事業者一体となって取り組めるよう、災害時の保安体制を整備してまいります。今後とも耐震化率向上などの設備対策を推進しますとともに、スマートメーターをはじめとしたテクノロジーの導入に積極的に取り組んで、安全かつ早期の保安確保・復旧の実現を目指してまいりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。それではオブザーバーの方の最後になります。日本化学工業協会の高橋さんから、よろしくお願いいたします。

○高橋オブザーバー 日本化学工業協会の高橋と申します。御指名ありがとうございます。今日は丁寧な御説明をありがとうございました。高圧ガス保安制度について、コメントさせていただきたいと思います。

日化協には、化学業界の多くの企業、スーパー認定を持つ企業、認定を持つ企業から中堅・中小まで、多くありますが、今回の制度改正について、いろいろな話をする中で、そういった企業は今回の改正を単なる規制緩和とは捉えておりません。今回は、規制ありき、規制を守ることによる保安確保から、自主、そして自己責任による保安確保へと、まさしく保安への考え方が大きく変わるときだと捉えております。これからは、自ら立ち、自らを律するという2つのジリツ（自立・自律）が大変必要になっていきます。これまで以上に、業界としても保安確保のために努力してまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。それでは、委員の皆さんでまだ御発言を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。――倉淵委員から手が挙がっておりますので、倉淵委員、よろしくお願いいたします。

○倉淵委員 発言しておりませんでしたので、最後に一言。

保安の合理化というのと、迅速な災害復旧というのはある面、相反する命題になりがちな問題だと思いますけれども、今回の取りまとめにおきましては、現状における保安のレベルの維持と災害復旧に関する迅速な対応を非常に的確に表現されて、大変にバランスのある判断を下していただいたと思います。特に私が委員長を務めておりますガス安全小委

員会におきましても、災害時には自助・公助・共助をうまくバランスさせることによって、迅速な災害復旧というのが非常に大きな課題であると。当面は人海戦術によらざるを得ない部分もありますけれども、業界の皆様には、災害復旧においても保安の合理化を進めるための努力に傾注していただきまして、より少ない人数で対応できるような、そういうシステムづくりに努力していただきたいと考えております。

私からは以上です。

○横山分科会長　　どうもありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。――よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日はたくさんの御意見をいただきまして、ありがとうございました。たくさんの委員の方、オブザーバーの方からいただきました御意見に対しまして、事務局から最後にコメントをいただければと思います。正田さん、よろしくお願いいたします。

○正田保安課長　　本日も本当に様々な観点からの御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。これから制度設計をし、運用していくという中では、本当に貴重な御意見でございました。

1つは、やはり人材の育成のところでございます。小川委員から、安全の教育、あるいは三上委員から横断的な人材の育成といったところ、それから菅原委員からも再生可能エネルギーなどをはじめとした人材育成という御指摘を賜りました。

また、再生可能エネルギー分野での安全確保につきまして、竹内委員や伊藤委員といった皆様方から御意見を賜りました。伊藤委員からは脱法防止、規律の確保といったような御意見がございましたけれども、しっかり、そういったところで安全確保をしていくということの重要性があらうかと思っております。

そのほかにも、河嶋委員から、事業者と地域住民とのリスクコミュニケーションということで、スマート保安の技術に関して、特に知見などが、消費者の方々にまだ十分でない中で不安もあるということでございます。ですので、近隣住民の方々とリスクコミュニケーションの重要性といったところ、御指摘を賜りました。

それから、田村委員からは事業者間連携の在り方、特に災害時でございますけれども、実効性あるものにすべきだということ、それから将来において南海トラフ地震や首都直下地震といったことを考えますと、スマート保安などのこれからの新たな展開も考慮した上での、復旧のための事前計画の必要性ということを御指摘賜りました。

また、岩本委員からは女性にとっても魅力ある職場、参入、活躍できる仕組みづくりが

必要だという御意見でありました。同時に、島田委員からは、現場の人たちが楽になるような技術、アシストする技術ということを賜りました。その上でのコンディションモニタリングのアクセプタンスがあるという御議論でございました。こういった点、よく考えてまいりたいと思っております。

首藤委員からは、特に経営トップのコミットメントの重要性を御指摘賜りました。経営トップのコミットメントのみならず、組織への浸透、安全文化といったところもよく考慮すべきだと、こういうことだったかと思っております。

小川委員からも、高圧ガス分野における中堅の取り込み、ここをしっかりと考えていく必要があるという御指摘でございました。よく考えてまいりたいと思っております。

そのほか、オブザーバーの方からも、特に高圧ガス分野におきまして、時間とともに、今回の考え方が失われないように、しっかり運用をしてほしいということがございました。実効性ある制度設計、スピーディにやるべきだということでございましたので、このあたりは行政として、よく肝に銘じてやってまいりたいと思っております。

最後でございますが、近藤委員から御指摘のありました安全確保、これが全ての大前提であるということでもあります。これからの制度設計に当たっても、国が責任を持って、制度設計・運用をしていくわけでございますけれども、事業者、自治体、近隣住民の方々、いろいろ幅広いステークホルダーの方々に御意見等を賜りながら、例えば高圧ガスの分野でいえば高圧ガス保安協会（KHK）ともしっかり連携するなど、安全関係機関と連携をしながら、これからの制度運用を考えてまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○横山分科会長 どうもありがとうございました。

今日は様々な貴重な御意見をいただきました。本日の委員の皆様からの御意見をまとめますと、本分科会として取りまとめを行うことに特に御反対の意見はなく、報告書案の修正に関わる御意見もございませんでしたので、資料3の事務局案をもって成案といたしたいと思いますが、再度、内容に影響しない、形式上の細かな点について確認して、これを整えた上で公表をさせていただきたいと思っております。この点につきまして、分科会長であります私に御一任いただければありがたいと思いますが、そのような進め方でよろしゅうございますでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございました。御一任いただきましたので、私が責任を持って、本分

科会としての最終的な形として公表してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後になりましたけれども、私から一言、皆様にお礼を申し上げたいと思います。

本年2月の本分科会でキックオフいたしました産業保安の規制体系の在り方に関します議論が、約1年かけて、今回、取りまとまる運びとなりました。この間、先ほど御紹介いただきましたように、計8回も開催していただきました産業保安基本制度小委員会において熱心に御議論いただきました委員の皆様、オブザーバーの皆様、そしてこの議論をリードし、幅広い御意見を取りまとめていただきました若尾委員長に、私からも心よりお礼を申し上げたいと思います。

また、私が委員長を務めます電力安全小委員会におきましても関連の議論を行ってまいりましたが、他の各小委員会でも、この産業保安基本制度小委員会の中間取りまとめに関します御意見を頂戴する場を設けていただいたと承知しております。この各小委員会の小川委員長、倉渕委員長、大谷委員長をはじめ、委員の皆様の御協力に感謝申し上げたいと思います。

先ほどから御説明がありましたように、産業保安が大きな転換点にある中、本分科会や小委員会において、産業保安の将来的な絵姿につきまして、様々な角度から議論を行うことができたことは、非常に意義深いことだと思います。

本日、将来の制度設計に関します、いろいろな貴重なアドバイスもいただきました。事務局におかれましては、報告書の方向性を踏まえまして、必要な制度見直しに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本当にこの1年間、ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので閉会をしたいと思います。事務局から連絡事項はございますでしょうか。——特にございませんか。

それでは、本日はこれにて終わりにしたいと思います。本当に活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

——了——

お問い合わせ先：

産業保安グループ 保安課

電話：03-3501-8628

FAX：03-3501-2357